

茨城県中央環境衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則

令和7年2月17日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県中央環境衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（令和7年茨城県中央環境衛生組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(縦覧の期間等)

第3条 条例第4条第2項の規定による縦覧の期間のうち、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前9時から午後4時までとする。

(縦覧の手続)

第4条 条例第3条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、管理者に提出しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第5条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の提出)

第6条 条例第6条第2項の規定による意見書の提出は、一般廃棄物処理施設の設置等に関する意見書（様式第2号）により行うものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

縦 覧 申 込 書

年 月 日

茨城県中央環境衛生組合管理者 様

住 所

（法人にあつては、登記された事務所又は事業所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、事務所等の名称及び代表者名）

電話番号

茨城県中央環境衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧を申し込みます。

縦 覧 年 月 日	
縦 覧 場 所	
施 設 の 名 称	

縦覧者の遵守事項

- （1）報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- （2）報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- （3）他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- （4）係員の指示があつた場合には、それに従うこと。

様式第2号（第6条関係）

一般廃棄物処理施設の設置等に関する意見書

年 月 日

茨城県中央環境衛生組合管理者 様

意見書提出者

住 所 法人にあつては、登記された 事務所又は事業所の所在地	〒
(ふりがな) 氏 名 法人にあつては、事務所等 の名称及び代表者名	
電 話 番 号	

茨城県中央環境衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の規定により、次のとおり意見書を提出します。

施設の名称	
施設の設置又は変更 に関し利害関係を有 する事由（※）	
生活環境の保全上の 見地からの意見	
備 考	

（※）施設の設置又は変更に関し利害関係を有する事由
[例：周辺住民、周辺地区の地権者、周辺地区の事業者等]